

預かり保育等の利用料補助のための認定申請のご案内

保護者の皆さまへ

幼児教育・保育の無償化において、共働き等の保育の必要性のある方は、幼稚園等の保育料に加えて預かり保育の利用料も補助の対象となります。また、令和7年9月から多子世帯の経済的負担軽減を図るため、課税世帯の第1子のお子様に係る預かり保育の利用料に対しても補助が拡充されました。預かり保育の利用料の補助を受けるためには、次の認定を受ける必要がありますので、以下をご確認のうえ、申請に必要な書類一式を市へ提出してください。

父母ともに保育を必要とする事由に該当する方
(詳しくは裏面をご確認ください。)

1 認定対象者

三鷹市に住民登録をしている次の年齢の保育の必要性のあるお子さんをいる保護者

区分	課税の有無	保育の必要性の認定
3～5歳児（年少～年長）	問わない	新2号
満3歳児	課税	課税 多子世帯
	非課税	新3号

2 補助額について

(1) 月額補助上限額

3～5歳児クラスに在籍する園児 … 最大 11,300 円／月
満3歳児クラスに在籍する園児 … 最大 16,300 円／月

(2) 計算方法

「預かり保育の利用日数×日額単価（450 円）」にて計算します。

計算によって算定された額と、支払った利用料実績額を毎月比較し、低い方を補助額とします。

なお、一部の幼稚園等（※）では、認可外保育施設等の利用も(1)の上限額内で補助対象となる場合があります。

※平日の預かり保育の時間が8時間未満又は年間開所日数 200 日未満の場合に認可外保育施設等の利用料も補助の対象になります。

3 申請に必要な書類

(1) 新2号・新3号認定に該当する場合

- ア 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号（新2号・新3号））
- イ 保育の必要性を証明するための書類（詳細は、裏面をご参照ください。）

(2) 課税多子世帯に該当する場合

- ア 三鷹市私立幼稚園等保護者補助金（預かり保育等利用料補助金）交付申請書
- イ 保育の必要性を証明するための書類（詳細は、裏面をご参照ください。）

4 申請方法

(1) 提出先及び提出方法

三鷹市子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係（市役所本庁舎4階 44 番窓口）へ持参または郵送でご提出ください。

(2) 提出締切

預かり保育の補助を受けたい月の月末日（必着）

※ 認定開始日は、原則1日となります。 ※ 書類は全て揃えてから提出してください。

5 お問い合わせ先

子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係
電話 0422-29-9674

保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類について

※父母それぞれの書類が必要です。

保育を必要とする事由		必要な書類
1	就労 (外勤、自営業) *自営業：本人・三親等以内の親族が 代表者の法人組織等で勤務している方	<p>①「就労（予定）証明書」（所定様式） *勤務先に記入を依頼する際は、記載要領を必ずお渡しください。 *勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いものをご用意ください。 *産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。</p> <p>②「スケジュール表」（所定様式） *シフト制や複数の就労先で就労している等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。</p> <p><u>※月48時間以上の就労が最低要件となります。</u></p>
2	就職内定	<p>①「就労（予定）証明書」（所定様式）</p> <p>②「スケジュール表」（所定様式） *シフト制や複数の就労先で就労する等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 ↓就労を開始したら、③④をご提出ください。</p> <p>③「就労開始証明書」（所定様式）</p> <p>④就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後、毎月提出）</p>
3	求職中	<p>①ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）</p> <p><u>※認定期間は3か月間です。</u></p>
4	出産予定	<p>①母子手帳の写し（表紙及び出産（分娩）予定日の記載があるページ）</p> <p><u>※認定期間は出産月とその前後2か月の計5か月間です。</u></p>
5	病気治療中	<p>①診断書（最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されているもの）または、特定医療費（指定難病）受給者証の写し</p>
6	障がい	<p>①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し</p>
7	介護、看護	<p>①「介護・看護状況申告書」（所定様式）</p> <p>②被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの</p> <p>③「スケジュール表」（所定様式）</p>
8	就学中	<p>①在学証明書（原本）</p> <p>②「スケジュール表」（所定様式）</p>
9	父母どちらかが 不存在	<p>①戸籍の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けることのできる手当の受給証明（児童育成手当）等</p> <p>※離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等（父母の住民票が同一でない場合のみ）</p> <p>※内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。</p>

☆ 所定様式については、三鷹市子ども育成課（市役所本庁舎4階44番窓口）で配布しているほか、「みたかきっずナビ（<https://kosodate-mitaka.mchh.jp>）」からダウンロードしてご利用ください。

【保育を必要とする事由の要件が変わった場合】

世帯の状況や、就労状況など保育を必要とする事由に変更があった場合は、

速やかに「家庭状況変更確認書」（所定様式）を証明する書類とともに提出してください。

みたかきっずナビはこちら

